



# 長野県報

12月24日(金)  
平成16年  
(2004年)  
第1621号

## 目次

### 規則

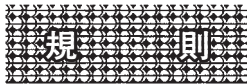
長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(林政課).....	1
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	10

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課).....	10
指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課).....	11
昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(地球環境課).....	13
昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部改正(地球環境課).....	13
昭和57年長野県告示第415号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部改正(地球環境課).....	13
平成6年長野県告示第130号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境課).....	13
平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境課).....	14
保安林の指定(森林保全課).....	14
長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の一部改正(監理課).....	15
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(5件)(道路維持課).....	15
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(5件)(道路維持課).....	16
昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書採択地区の設定)の一部改正(教学指導課).....	17

### 公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業振興課).....	18
家畜伝染病発生の報告(畜産課).....	18
長野都市計画区域区分の変更案を作成するための長野県都市計画公聴会の開催(都市計画課).....	18
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築管理課).....	20
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(土地改良課).....	21
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査(東北信運転免許センター).....	22



長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則をここに交付します。

平成16年12月24日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県規則第47号

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年

長野県条例第40号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(森林整備保全重点地域の指定の申出)

第2条 条例第19条第1項(同条第8項において準用する場合(森林整備保全重点地域の区域の拡張の場合に限る。次条において同じ。)を含む。)の規定による申出は、森林整備保全重点地域指定申出書(様式第1号)により行うものとする。

(森林整備保全重点地域の指定の要請)

第3条 条例第19条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による要請は、森林整備保全重点地域指定要請書(様式第1号)により行うものとする。

(森林整備保全重点地域の指定等の案の公告)

第4条 条例第19条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 森林整備保全重点地域の名称
- (2) 森林整備保全重点地域の区域
- (3) 森林整備保全重点地域の指定、指定の解除又はその区域の変更の案の縦覧場所  
(森林を管理することが困難である旨の申出)

第5条 条例第23条第1項の規定による申出は、森林管理権移転等あっせん申出書(様式第2号)により行うものとする。

(森林づくりに関し意欲及び能力のある者の認定の申出)

第6条 条例第23条第2項の規定による申出は、森林管理引受者認定申出書(様式第3号)により行うものとする。

(開発行為の届出)

第7条 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 開発行為に係る森林面積
- (2) 開発行為の全体計画の内容
- (3) 開発行為の完了予定年月日
- (4) 森林の有する機能に対する配慮

2 条例第24条第1項の規定による届出は、森林整備保全重点地域内開発行為届出書(様式第4号)により行うものとする。

(公共的団体)

第8条 条例第24条第2項第2号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 独立行政法人緑資源機構
- (2) 日本道路公団
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社
- (6) 土地開発公社

(里山整備利用地域の認定の申出)

第9条 条例第26条第1項の規定による申出は、里山整備利用地域認定申出書(様式第5号)により行うものとする。

(書類の経由)

第10条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、第6条に規定する申出書にあっては申出をしようとする者の住所地等、その他の書類にあっては申出等に係る区域又は行為地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(様式第1号)(第2条、第3条関係)

森林整備保全重点地域指定申出書(要請書)

年 月 日

長野県知事

殿

市町村長

印

長野県ふるさとの森林づくり条例第19条第1項(第19条第2項)の規定により、下記のとおり森林整備保全重点地域の指定を申し出ます(要請します)。

記

#### 1 地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
  - ア 地形
  - イ 地質
  - ウ 植生
  - エ 水系
  - オ 年間降水量

#### (4) 森林の現況

#### 2 過去における自然災害の発生状況

- (1) 発生年月日
- (2) 発生箇所

(3) 災害の種類及び被害の内容

(4) 被害総額

3 水道水源の概要

(1) 水道及び水源の名称

(2) 水道の設置者

(3) 水源の種別

(4) 取水量

(5) 取水施設の位置

(6) 給水区域、給水人口及び給水量

(7) 取水開始年月日

(8) 水道水源の保全のための措置

4 森林整備に関し下流域の自治体等が関係する協定の締結又は基金の設立等の有無及びその概要

5 指定を申し出る(要請する)理由

(添付書類) 1 申出(要請)に係る区域を示した位置図

2 申出(要請)に係る区域の森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係する者への説明等の経過書

3 その他知事が必要と認める書類

(備考) 「3 水道水源の概要」の「(8) 水道水源の保全のための措置」欄には、長野県水環境保全条例の規定に基づく水道水源保全地区に指定されている場合にはその旨を、市町村独自の条例等により水道水源の保全を図っている場合にはその概要を記入すること。

(様式第2号)(第5条関係)

## 森林管理権移転等あっせん申出書

年 月 日

長野県知事

殿

申出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり森林を自ら管理することが難しいので、長野県ふるさとの森林づくり条例第23条第1項の規定により、森林管理権移転等についてあっせんをしてください。

なお、あっせんを希望する森林の情報及びあっせんに必要な個人情報の取扱いについては、貴職に一任します。

## 記

## 1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	その他
	ha	

## 2 森林を管理することが困難な理由

## 3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類

所有権の移転使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転(賃貸借契約の締結、地上権の設定等)森林経営の委託その他( )

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 「1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等」の「その他」欄には、樹種、林相、林齢等の現況、施業履歴及び保安林の指定等による施業の制限、地上権の設定等の有無等を記入すること。

3 「3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合には、( )内に具体的内容を記入すること。

(様式第3号)(第6条関係)

## 森林管理引受者認定申出書

年 月 日

長野県知事

殿

申出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県ふるさとの森林づくり条例第23条第2項の規定により、森林づくりに関し意欲及び能力のある者(森林管理引受者)の認定を受けたいので申し出ます。

なお、森林管理権移転等のあっせんに必要な個人情報の取扱いについては、貴職に一任します。

## 記

## 1 森林管理等の実績の有無等

(1) 森林管理面積 ha (うち所有森林面積 ha)

(2) 過去5年間の森林整備面積 ha  
(うち自己が管理する森林の整備面積 ha)

(3) 法人の場合にあっては、構成員又は従事者の人数 人

(4) その他

## 2 森林管理に関する知識又は技術の資格(法人の場合にあっては、構成員又は従事者の有する資格)

(1) 現在有している資格及び取得年月日

(2) 今後取得する予定の資格及び取得予定年月

## 3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類

所有権の移転使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転(賃貸借契約の締結、地上権の設定等)森林経営の受託その他( )

## 4 あっせんを希望する地域

## 5 あっせんを受けた場合の森林管理に関する具体的な方針

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 申出者が個人である場合において、その者の森林管理等の実績が法人その他の団体における構成員又は従事者としてのものであるときには、「1 森林管理等の実績の有無等」の「(4) その他」欄に、その旨を明記すること。

- 3 「3 あっせんを希望する森林管理権移転等の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合には、( )内に具体的内容を記入すること。
- 4 「5 あっせんを受けた場合の森林管理に関する具体的な方針」欄には、「森林施業計画の認定を受ける」、「市町村森林整備計画に定められる造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業の委託を行う」等具体的に記入すること。

(様式第4号)(第7条関係)

(表面)

## 森林整備保全重点地域内開発行為届出書

年 月 日

長野県知事

殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県ふるさとの森林づくり条例第24条第1項の規定により、下記のとおり開発行為をしますので届け出ます。

## 記

- 1 開発行為の種類
- 2 開発行為に係る森林面積
- 3 開発行為の場所
- 4 開発行為の施工方法
- 5 開発行為の全体計画の内容
- 6 開発行為の着手予定年月日
- 7 開発行為の完了予定年月日
- 8 森林の有する機能に対する配慮

森林の有する機能	具体的な対策等
災害の防止	
水害の防止	
水源のかん養	
環境の保全	

(備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 「1 開発行為の種類」欄には、「作業路の開設」、「道路の新設又は改築」、「住宅地の造成」、「工場の設置」、「レジャー施設の設置」、「土石等の採取」等具体的に記入すること。

3 この届出書には、開発行為の種類に応じて、裏面の表に掲げる書類を添付すること。

(裏面)

開発行為の種類	書類
森林施業のための作業路の開設	1 縮尺5万分の1の位置図 2 区域図 3 平面図
道路の新設又は改築	1 縮尺5万分の1の位置図 2 区域図 3 平面図 4 縦断面図 5 横断面図 6 幅員、切土、盛土、 <sup>のり</sup> 法面保護等の寸法及び <sup>のり</sup> 法面の勾配を示した定規図
その他の開発行為	1 縮尺5万分の1の位置図 2 区域図 3 平面図 4 縦断面図 5 横断面図 6 <sup>のり</sup> 法面を保護するために講ずる措置を記載した書類 7 行為地から雨水等を排出するために講ずる措置を記載した書類



(様式第5号)(第9条関係)

里山整備利用地域認定申出書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

印

長野県ふるさとの森林づくり条例第26条第1項の規定により、下記のとおり里山整備利用地域の認定を受けたいので申し出ます。

記

1 地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 申出に係る里山と密接に係る集落の名称
- (3) 面積
- (4) 自然環境の状況
- (5) 森林の現況

2 地域の整備及び利用の方針等

3 活動推進主体(里山整備利用推進協議会が設置されている場合は、当該協議会)

- (1) 名称
- (2) 構成員の区分及び人数
- (3) 活動計画
- (4) 過去の活動内容

4 当該地域に係る里山利用協定の内容として適当と思われるもの

5 認定を申し出る理由

(添付書類) 1 申出に係る区域を示した位置図

2 当該里山に係る森林所有者及び当該里山を整備し、又は利用しようとする者からの意見聴取の経過書

3 属地森林簿の写し

林政課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月24日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の豊野町交番の項から鬼無里村警察官駐在所の項までを次のように改める。

長野市豊野町交番	長野市豊野町豊野	長野市 豊野町南郷 豊野町石 豊野町豊野 豊野町浅野 豊野町蟹沢 豊野町大倉 豊野町川谷
長野市戸隠警察官駐在所	長野市戸隠豊岡	長野市 戸隠 戸隠豊岡 戸隠栃原 戸隠祖山
長野市鬼無里警察官駐在所	長野市鬼無里	長野市 鬼無里 鬼無里日影 鬼無里日下野

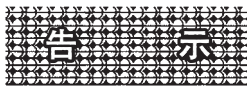
別表第2の5の大岡村警察官駐在所の項を次のように改める。

長野市大岡警察官駐在所	長野市大岡乙	長野市 大岡甲 大岡乙 大岡丙 大岡中牧 大岡弘崎
-------------	--------	------------------------------

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

警 務 課



長野県告示第671号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 起業者の名称  
山形村
- 2 事業の種類  
上竹田運動公園整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
東筑摩郡山形村字中原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
上竹田運動公園整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に規定する地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。
  - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)  
本件事業の起業者である山形村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
  - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

山形村では、近年、松本市や塩尻市等のベッドタウンとして、宅地造成による人口増加が続いているが、転入者の増加に伴い住民のライフスタイルや価値観が大きく変化する中で、地域の自治組織に参加しない住民が増加し、住民同士の連帯感の希薄化や地域の活力の低下が懸念されている。そこで、村では、第4次山形村総合計画の施策の中で、住民が地域の問題へ積極的に関わることのできる環境づくりを促進することとした。

村内にある6行政区のうち、上竹田区は、特に宅地造成が盛んな区であるが、人口の増加とともに、他の行政区と同様に新旧住民の交流機会の減少などが問題となっている。上竹田区には、現在、住民の交流の場として運動公園及び公民館が設置され、その間の距離は400m程となっている。そして、運動公園は、ゲートボール等を行う広場と遊具や休憩所のある公園により構成されているが、その間に民有地があるため、利用者が双方を行き来するには、自動車の往来がある村道を經由しなければならず、不便なうえに通行上の危険が伴い、村の管理上の効率も悪い。また、公民館は、老朽化による危険性が増し、建替えが必要な状態であるが、敷地が狭いため駐車スペースの確保も難しく、現地における建替えは困難となっている。村では、これらへの方策を検討した結果、新しい公民館を運動公園に現在ある広場の位置に建設し、その広場と公園との間にある民有地へ新しい広場を移転することとした。

本件事業が施行されれば、2か所に分かれていた運動公園が一体化されるため、利用者が村道を經由せずに運動公園内を移動できるようになるなど、利便性や安全性が向上すると